



# 小田原税務署からのお知らせ



【お問合せ先】 〒250 - 8511 小田原市荻窪 440 番地 電話 0465 (35) 4511 (代表)

お電話は、自動音声によりご案内します。

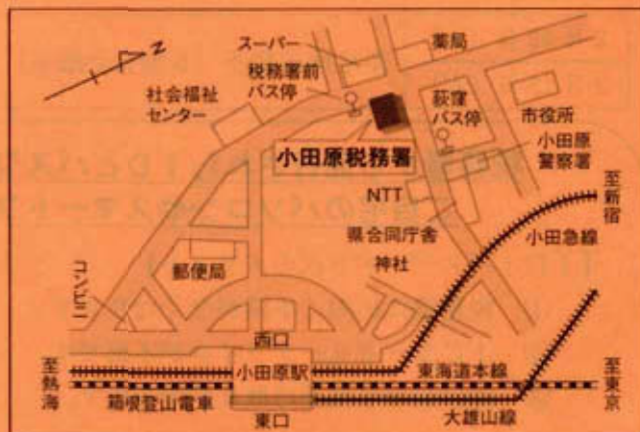
回  
覧

## 申告書作成会場の開設期間

開設日程	会場	所在地	時間
2月18日(月) ～3月15日(金) ※ 土、日を除きます。(注)	小田原 税務署	小田原市 荻窪440番地	【受付】 午前8時30分～午後4時まで (提出は、午後5時まで) 【相談】 午前9時～午後5時まで

(注) ただし、2月24日及び3月3日の日曜日は開場します。

### 【案内図】



- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 税務署の駐車場には限りがありますので、お車でのご来署、近隣への無断駐車はご遠慮ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにご来署ください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

## 税理士による無料申告相談 ～ 申告書を作成できます ～

【開催日程等については、裏面をご覧ください。】

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎていますがご了承ください。
- 医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
- ご来場前に、医療費領収書の合計計算、明細書の作成をお願いします。

(裏面もご覧ください。)

【税理士による無料申告相談開催日程】—小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書作成—

開催予定日	会場	所在地	時間
2月1日(金)	山北町立生涯学習センター (2階会議室)	山北町山北1301-4	9:30~12:00  13:00~16:00
	松田町民文化センター (展示ホール)	松田町松田惣領2078	
2月4日(月)	中井町役場(3階大会議室)	中井町比奈窪56	・相談可能人数に達した場合、受付を締め切ります。  ・お住まいの地域以外の会場もご利用いただけます。
	湯河原町役場(3階会議室)	湯河原町中央2-2-1	
2月5日(火)	開成町民センター (3階大会議室)	開成町延沢773	
	箱根仙石原文化センター	箱根町仙石原842	
2月6日(水)	真鶴町民センター(第2会議室)	真鶴町岩172-8	
	大井町生涯学習センター (2階会議室)	大井町金子1995	
2月7日(木)	小田原市川東タウンセンター	小田原市中里273-6	
2月8日(金)	マロニエ(3階マロニエホール)		
2月12日(火)	南足柄市役所(5階大会議室)	南足柄市関本440	
2月13日(水)			

平成31年1月~  
e-Tax新制度

**税務署から発行されたIDとパスワードがあれば、  
ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告をすることができます。**

【ID・パスワード方式のメリット】

- ① 税務署に向く手間がなくなります。
- ② ICカードリーダーライターが不要です。
- ③ 還付金の早期受け取りができます。
- ④ 源泉徴収票などの添付書類は、内容を入力して送信することで提示又は提出を省略できます。
- ⑤ パソコン操作が簡略化できます。

IDとパスワードをお持ちでない方は、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



※詳しくは、国税庁ホームページまたは管轄の税務署でご確認ください。

**医療費控除を受けるための手続が変わりました！**

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

**申告書にはマイナンバーの記載が必要です！**

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
  - ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。
  - ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

